

令和５年度 石井町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

１．目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）第９条の規定に基づき、石井町が就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

２．適用範囲

町が発注する物品等の調達について、予算の適正な執行に配慮し適用する。

３．調達する物品等

令和５年度に町が障がい者就労施設等から調達する物品等は以下のとおりとする。なお、障がい者就労施設等の物品の開発、充実等に応じて適宜見直しを行うものとする。

- （１）事務用品、食料品、小物雑貨などの物品
- （２）印刷、クリーニング、清掃・施設管理などの役務

４．調達の推進方法

障がい者就労施設等への発注に関して、障がい者就労施設等が提供することができる物品等を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

また、生産能力や納期の関係で単独の障がい福祉サービス事業所では需要に応じることができない場合は、共同受注窓口を極力活用するものとする。

５．物品等の調達目標

令和５年度の調達目標を次のとおり設定する。

目標額 ３００千円

６．調達実績の取りまとめ

調達実績については、法第９条５項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、ホームページで公表する

ものとする。

7. その他

- (1) 各部署において、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するための取り組みを推進し、可能なかぎり全ての部署が物品等の調達を行うこととする。
- (2) 町の関係施設を障がい者の対面販売の実習場所として提供することにより、障がい者の職場実習の場所と機会を確保するとともに物品等の販路の拡大に努める。
- (3) 物品、役務の契約にあたっては石井町財務規則の定めによることとする。